

大阪市告示第1408号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月16日

大阪市長 横山英幸

1 認定取消年月日及び番号

令和7年10月1日 第140号

2 認定区域の名称

大阪市営西喜連第2住宅

3 認定の取消しを行った区域の位置

大阪市平野区喜連西3丁目1500番 他6筆

（計画調整局建築指導部建築企画課）